

名古屋市ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ワーク・ライフ・バランスの取組みをしている企業を「ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認証するために必要な事項を定め、企業の就労環境の整備を図るとともに、その取組事例を広く紹介することにより、多様で柔軟な働き方が可能な環境づくりを促進し、本市における産業人材の確保・定着を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「企業」とは、営利企業、公益法人、特定非営利活動法人、個人商店等をいう。

2 この要綱において「事業所」とは、本店、支店、営業所等、対外的に独立して事業活動を営んでいると認められるものをいう。

(対象企業)

第3条 ワーク・ライフ・バランス推進企業の認証の対象となる企業は、次の要件に該当するものとする。

- (1) 事業所の所在地が名古屋市内にあること。
- (2) 次に掲げる項目で、ワーク・ライフ・バランス推進のための取組みを行っていること。

ア 就労による経済的自立が可能な社会を目指した取組み

イ 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会を目指した取組み

ウ 多様な働き方・生き方が選択できる社会を目指した取組み

- (3) 名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者又は同条例第2条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者であること。

(認証範囲)

第4条 前条に規定するワーク・ライフ・バランス推進企業として認証する企業の認証範囲は、企業単位とする。

(申請方法)

第5条 ワーク・ライフ・バランス推進企業の認証を新規申請しようとする企業の代表者は、ワーク・ライフ・バランス推進企業認証（新規）申請書（第1-1号様式）（以下「新規申請書」という。）、第1-1号様式別紙及び誓約書（第6号様式）を市長に提出するものとする。

2 ワーク・ライフ・バランス推進企業の認証を更新申請しようとする企業の代表者は、ワーク・ライフ・バランス推進企業認証（更新）申請書（第1-2号様式）（以下

「更新申請書」という。)、第 1-2 号様式別紙及び誓約書 (第 6 号様式) を市長に提出するものとする。

3 前 2 項の新規申請書又は更新申請書には、記載内容に関する説明資料、写真、図面等 (以下「説明資料等」という。) を書面又は電磁的記録によって添付するものとする。

(認証審査等)

第 6 条 市長は、前条の規定に基づき申請のあった新規申請書又は更新申請書、説明資料等について審査し、第 1-1 号様式別紙又は第 1-2 号様式別紙に記載された認証基準を満たすときは、ワーク・ライフ・バランス推進企業として認証する。

2 市長は、前項に定める申請内容の審査のために、必要に応じて聞き取り調査又は現地調査を実施することができる。

(認証書の交付等)

第 7 条 市長は、ワーク・ライフ・バランス推進企業として認証をした企業 (以下「認証企業」という。) に対し、ワーク・ライフ・バランス推進企業認証書 (第 2-1 号様式) を交付する。ただし、認証を更新した企業に対しては、ワーク・ライフ・バランス推進企業認証書 (更新) (第 2-2 号様式) を交付する。

2 認証企業は、第 9 条に規定する認証の有効期間内において、認証マーク (第 3 号様式) をその企業が発行する印刷物等に表示することができる。

3 前項に規定する認証マークの使用を希望する認証企業は、認証マーク使用届出書 (第 4 号様式) を市長に提出するものとする。

(変更・廃止の届出)

第 8 条 認証企業は、次に掲げる場合には、ワーク・ライフ・バランス推進企業認証申請事項 (変更・廃止) 届出書 (第 5 号様式) を市長に提出しなければならない。

- (1) 企業及び市内事業所の名称を変更したとき。
- (2) 企業及び市内事業所の所在地を変更したとき。
- (3) 第 3 条第 1 号又は第 2 号に規定する要件若しくは第 1-1 号様式別紙又は第 1-2 号様式別紙に記載された認証基準を満たさなくなったとき。
- (4) 合併又は解散、事業の休止又は廃止等事業活動の存続に関する事項があったとき。

(認証の有効期間)

第 9 条 新規に認証を受けた企業の有効期間は、認証を受けた日から 3 年経過した日の属する年度末までとする。

2 認証企業は、有効期間の最終年度に更新の申請をすることができる。

3 第 1 項の規定に関わらず、更新された認証の有効期間は 5 年間とする。

(認証の取消し)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認証を取消することができる。

- (1) 認証企業が、この制度の趣旨を著しく逸脱するような社会的不正行為又は重大な法令違反等を行ったと認められるとき。
- (2) 虚偽の申告その他不正な手段により第6条第1項の認証を受けたとき。
- (3) 第3条第3号に該当しないこととなったとき又は第5条第1項の申請をしたときに第3条第3号に該当していなかったことが判明したとき。

2 前項第1号及び第2号の規定により認証の取消しを受けた企業は、認証の取消しの通知を受けた日の翌日から起算して3年間、認証を申請することができない。

(広報)

第11条 市長は、認証企業の名称や取組内容等について、市公式ウェブサイト等で広く公表するなど、広報に努めるものとする。

(補則)

第12条 この要綱に関する事務は、経済局産業労働部労働企画課が行う。

2 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年3月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。なお、要綱改正前の要綱の規定に基づいて提出されている認証マーク使用届出書（第 4 号様式）は改正後の要綱の規定に基づいて提出されたものとみなす。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。